

# 令和6年度 一級建築士・二級建築士・木造建築士定期講習 対面方式用 受講要領（郵送申込用）

登録講習機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という。）を受講することが義務付けられています。

## 1) 講習案内

### (1) 講習の概要

- ① 当センターの建築士定期講習では、下記「講習の時間割」により一級建築士講習、二級建築士講習及び木造建築士講習を合同で実施します。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講義はDVD又は講師により行います。
- ② DVDと表示されている講習日は、会場でDVDを視聴し、会場で修了考査を受験します。
- ③ 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受験することができません。
- ④ 建築士設計事務所の所属建築士ではない方については、受講義務はございません。
- ⑤ インターネット申込ができない事由がある方については、受講希望日の講習を担当する各団体（各都道府県の建築士会または事務所協会）へお問い合わせください。各団体の連絡先については、受講要領の3ページ目に記載しております。

### ■ 講習の時間割

項目	内容	時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明	10分
講義	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	5時間
	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 ・40問、正誤方式	
修了考査 (テキスト参照)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 ・35問、正誤方式	1時間
	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法第3条及び第3条の2に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・30問、正誤方式	
	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法第3条及び第3条の2に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・30問、正誤方式	

### (2) 受講手数料（テキスト代、消費税を含む。）

12,980円

- ① 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還しません。
- ② 申込内容の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。

### (3) 講習地、講習日及び講習開始時間

- ① 希望する講習地及び講習日は、申込書をDLできるページに掲載しておりますので、ご確認ください。  
（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会にお問い合わせいただいても確認できます）
- ② 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合は、希望する講習地及び講習日で受講ができない場合があります。
- ③ 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講希望日の講習を担当する建築士会又は建築士事務所協会（以下「各団体」という。）の受講案内により確認してください。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）

### (4) 修了者の発表

- ① 修了者の発表は、講習実施月の翌月末日の営業日を予定しています。
- ② 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- ③ 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を、当センターホームページに掲載します。
- ④ 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に当センターホームページに掲載します。
- ⑤ 修了証が届かない場合は、すみやかに当センター（050-3033-3823）へお問い合わせください。

## 2) 受講申込

### (1) 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士

### (2) 受講申込書の入手方法

- ・各都道府県の建築士会または建築士事務所協会にお問い合わせいただくことで、お取り寄せが可能です。
- ※郵送で申込書をお取り寄せの場合には、赤レターバック等をご準備していただく場合もございますので、各都道府県の建築士会または建築士事務所協会に必ずお問い合わせください。
- ・当財団のHPでもダウンロードが可能です。公益財団法人 建築技術教育普及センターのHPをご確認ください。

### (3) 申込みに必要なもの

- ① 受講申込書
- ② 所有している建築士免許証（カード・賞状型どちらでも可）の写し（コピー）  
※受講申込書の建築士免許証欄に「登録済」と表記がある方については、「登録済」の建築士免許証は不要となります。  
「登録済」以外の建築士免許証を所有している場合は、②が必要となります。  
※建築士免許証等を再交付手続き期間中の場合は、申請した建築士会から発行される証明書
- ③ 顔写真1枚 縦4cm×横3cm（無帽・無背景・正面3分身の証明写真・6カ月以内に写したもの）

- ④ 振替払込請求書兼受領証（受講手数料の領収書）の写し（コピー）
- ⑤ 申込書及び受講用の返信用封筒（詳細は、各都道府県の建築士会事務所協会にご確認ください）  
※返信用の封筒のご準備の際には、ご自身の宛先を明記し 84 円の切手を貼付していただくようお願いします

#### (4) 申込方法

- ① 記載済みの申込書を郵送する際は、申込書紛失等を防ぐ為に「簡易書留」にて担当団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）に郵送をお願いします。

#### (5) 受講手数料の支払い方法

以下の方法で、払込が可能です。※口座番号については、各申込書に記載しております。

- ① 郵便局の備え付けの払込票
- ② ATM での払込（郵便局または銀行）
- ③ ネットバンキング  
※ネットバンキングを利用した場合は、当財団に振り込んだことが分かる明細票を受講申込書に貼付してください。

#### (6) 申込に関する注意事項

- ① 受講申込書は、希望する講習日の締め切り前までに到着するよう、担当団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）へ郵送をお願いします。※詳しい郵送期日については、担当団体へお問い合わせください。
- ② 申込内容に不備があるものは受付できません。
- ③ 提出された建築士免許証の写し（コピー）等については、返還しません。
- ④ 車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、事前に各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）へ申出てください。ただし、障がいの程度、会場の都合により希望する措置が受けられない場合があります。

#### ■複数の建築士免許を有する方への案内

複数（一級、二級又は木造）の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証等の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定された複数の建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付され、受講履歴はそれぞれの建築士名簿に登録されます。\*複数の建築士免許を有している一級又は二級建築士の方で、他の建築士免許証（二級・木造）等の提出がない場合、未提出分については、当該等級の建築士名簿に受講履歴の登録がされませんので、ご注意ください。

※複数の建築士免許証等を提出された場合であっても、受講手数料は 12,980 円（テキスト代、消費税を含む。）となります。

#### (7) 受講票

受講票送付のため、申込者からいただいた返信用封筒を使用し、お申込み済みの担当団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）から返送いたします。届かない場合などは、担当団体にお問い合わせください。

### 3) 受講申込後の変更等

- (1) 申込後、申込内容が変更になった場合は、担当団体（建築士会または建築士事務所協会）にお問い合わせください。
- (2) 講習日の変更について  
お申込み済みの担当団体（建築士会または建築士）にお問い合わせください。
- (3) 受講票の再発行  
受講票を紛失した場合には、講習当日、会場で係員に顔写真付きの身分証明書（建築士免許証明書・運転免許証等）を呈示し、申し出てください。会場にて受講票を再発行します。

### 4) 受講時における注意事項等

#### (1) 必ず携行するもの

受講票、筆記用具（HB の黒鉛筆/シャープペン・消しゴム）、身分証明書（原則として顔写真付きのもの）

#### (2) テキスト

テキストは講習日に会場で配付します。修了考査においても参照が可能です。  
※令和 6 年度より、国土交通省編集の紙製別冊テキストの配布はなくなりました。

#### (3) 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなります。

#### (4) 無線通信機器

講習時間中における携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行する場合には電源を切ってカバン等にしまって自己管理してください。なお、修了考査時において、携帯電話等を使用した場合には不正行為とみなされますので特に注意してください。

#### (5) 講習会場における飲食及び喫煙

講習会場における飲食及び喫煙については、会場での案内や係員の指示に従ってください。

#### (6) 講習内容の録音・撮影

講習内容の録音及びビデオ撮影は禁止されています。

#### (7) 講習会場へのアクセス

講習会場及びその周辺への自家用車等の駐車については、駐車場を確保しておりません。電車、バス等の公共交通機関を利用してください。違法駐車で警察又は講習会場等から撤去要請があった場合は、講義時間中又は修了考査時間中であっても退室し、車を撤去していただきます。※詳細は、受講希望日の講習を担当する各団体の受講案内等で確認してください。

#### (8) C P D実績の登録

「建築士定期講習」は、建築 C P D 情報提供制度の対象講習として認定されています。建築 C P D 情報提供制度、各建築士会 C P D 制度、J I A C P D 制度、建築設備士関係団体 C P D 協議会、建築施工管理 C P D 制度、A P E C エンジニア、A P E C アーキテクトの参加者は受講することで、C P D 実績として自動的に登録されます。なお、自動的に登録されることを希望しない方は当センターあてにお申出ください。

### 7) 個人情報の取扱い

- ・建築士定期講習を修了した場合、入力された受講申込み情報は国土交通大臣に提供され、修了情報が建築士名簿に登録されます。
- ・入力された受講申込情報は受講票の発行等建築士定期講習を円滑に実施するために利用します。また、当財団のデータベースに登録し、過去受講情報の照会、建築士定期講習の情報提供等に利用します。
- ・個人情報の取り扱いについての詳細は、当財団の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご覧ください。  
([https://www.jaic.or.jp/other\\_info/jaic-privacypolicy.html](https://www.jaic.or.jp/other_info/jaic-privacypolicy.html))

■受講申込書の受付場所・問合せ先

下記よりご希望の講習を担当する各団体の所在地をご確認いただきお申込みください。

また、受講申込書の配布、申込方法、受付状況及び講習会場の案内等については、講習を担当する下記の各団体へお問い合わせください。

■都道府県建築士会

受講申込書配布・受付場所	郵便番号	所在地	電話番号
(一社)北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル6F
(一社)青森県建築士会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館1F
(一社)岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町1-50	岩蔵ビル内
(一社)宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町301番地3	宮城県建設業国民健康保険組合会館5F
(一社)秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通2-3-8	アトリオン5F
(一社)山形県建築士会	990-0825	山形市城北町1-12-26	山形建築会館3F
(一社)福島県建築士会	960-8043	福島市中町4-20	みんゆうビル3F
(一社)茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館2F
(一社)栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1	栃木県建設産業会館1F
(一社)群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	群馬建設会館4F
(一社)埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館5F
(一社)千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-5	建築会館4F
(一社)東京都建築士会	103-0006	中央区日本橋富沢町11-1	富沢町111ビル5F
(一社)神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町2-22	神奈川県建設会館5F
(一社)山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館1F
(一社)長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野字宮東426-1	長野県建築士会館2F
(一社)新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	新潟県公社総合ビル3F
(一社)富山県建築士会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2F
(一社)石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター
(一社)福井県建築士会	910-0854	福井市御幸3-10-15	福井県建設会館2F
(一社)岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎4F
(一社)静岡県建築士会	420-0033	静岡市葵区昭和町9-5	第2大石ビル7F
(一社)愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19	名古屋商工会議所ビル9F
(一社)三重県建築士会	514-0003	津市桜橋2-177-2	三重県建設産業会館3F
(一社)滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	滋賀県建設会館3F
(一社)京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641	京都建設会館別館2F
(一社)大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町3-1-17	高田屋大手前ビル5F
(一社)兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-6-11	エクセル山手2F
(一社)奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館
(一社)和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町38	和歌山県建築士会館
(一社)鳥取県建築士会	680-0873	鳥取市市場2-86-1	タウンアローズ86
(一社)島根県建築士会	690-0886	松江市母衣町175-8	建築会館1F
(一社)岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館4F
(一社)広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47	広島県情報プラザ5F
(一社)山口県建築士会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館2F
(一社)徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜2-10	建設センター5F
(一社)香川県建築士会	760-0018	高松市天神前6-34	村瀬ビル2F
(一社)愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町4-1-5	建築士会館2F
(一社)高知県建築士会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館3F
(一社)福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館6F
(一社)佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設会館
(一社)長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町5-34	トーカンマンション713号
(一社)熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水1-3-7	熊本県建築士会館2F
(一社)大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町1-3-31	AIG大分ビル3F
(一社)宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町2-12	宮崎建友会館3F
(一社)鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-301	県住宅供給公社326号室
(一社)沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館内

■都道府県建築士事務所協会

(一社)北海道建築士事務所協会	060-0806	札幌市北区北6条西6-2	設計会館9F	011(788)7650
(一社)青森県建築士事務所協会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館5F	017(773)1596
(一社)岩手県建築士事務所協会	020-0016	盛岡市名須川町18-16	建築会館	019(651)0781
(一社)宮城県建築士事務所協会	980-0011	仙台市青葉区上杉2-2-40	宮城県建築設計会館	022(223)7330
(一社)秋田県建築士事務所協会	010-0951	秋田市山王3-1-7	東カンビル6F	018(865)1225
(一社)山形県建築士事務所協会	990-0023	山形市松波4-1-15	山形県自治会館3F	023(615)4739
(一社)福島県建築士事務所協会	960-8061	福島市五毛町4-25	福島県建設センター5F	024(521)4033
(一社)茨城県建築士事務所協会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館2F	029(305)7771
(一社)栃木県建築士事務所協会	320-0032	宇都宮市昭和2-5-26	028(621)3954	028(621)3954
(一社)群馬県建築士事務所協会	371-0846	前橋市元総社町2-23-7	027(255)1333	027(255)1333
(一社)埼玉県建築士事務所協会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館5F	048(864)9313
(一社)千葉県建築士事務所協会	260-0012	千葉市中央区本町2-1-16	千葉本町第一生命ビル2F	043(224)1640
(一社)東京都建築士事務所協会	160-0022	新宿区新宿5-17-17	渡菱ビル3F	03(3203)2601
(一社)神奈川県建築士事務所協会	231-0032	横浜市中区不老町3-12	加瀬ビル2012F	045(228)0755
(一社)山梨県建築士事務所協会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館2F	055(225)1251
(一社)長野県建築士事務所協会	380-0936	長野市岡田町124-1	長水建設会館2F	026(225)9277
(一社)新潟県建築士事務所協会	951-8131	新潟市中央区白山浦1-614	白山ビル6F	025(265)4748
(一社)富山県建築士事務所協会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2F	076(442)1135
(一社)石川県建築士事務所協会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター5F	076(244)5152
(一社)福井県建築士事務所協会	910-0859	福井市日之出5-4-7	福井県建設会館3F	0776(54)1552
(一社)静岡県建築士事務所協会	420-0853	静岡市葵区追手町2-12	静岡安藤ハザマビル7F	054(255)8931
(一社)愛知県建築士事務所協会	460-0003	名古屋市中区錦1-18-24	いちご伏見ビル5F	052(201)0500
(一社)三重県建築士事務所協会	514-0037	津市東古河町8-17	システックビル4F	059(226)4416
(一社)滋賀県建築士事務所協会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	建設会館3F	077(526)4476
(一社)京都府建築士事務所協会	603-8163	京都市北区小山南大野町1	黎明会館1F	075(334)5277
(一社)大阪府建築士事務所協会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-10	大阪建築会館2F	06(6946)7065
(一社)兵庫県建築士事務所協会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-9-18	古河ビル4F	078(351)6779
(一社)奈良県建築士事務所協会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館	0742(34)8850
(一社)和歌山県建築士事務所協会	640-8045	和歌山市ト半町38	建築士会館3F	073(432)6539
(一社)鳥取県建築士事務所協会	680-0022	鳥取市西町2-102	西町フロンティアビル	0857(23)1728
(一社)島根県建築士事務所協会	690-0886	松江市母衣町175-8	建築会館1F	0852(23)2582
(一社)岡山県建築士事務所協会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館3F	086(231)3479
(一社)広島県建築士事務所協会	730-0013	広島市中区八丁堀5-23	オガワビル2F	082(221)0600
(一社)山口県建築士事務所協会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館内	083(925)6701
(一社)徳島県建築士事務所協会	770-0847	徳島市幸町3-55	自治会館2F	088(652)5862
(一社)香川県建築士事務所協会	760-0018	高松市天神前5-18	ルモンド田中ビル3F	087(812)3201
(一社)愛媛県建築士事務所協会	790-0002	松山市二番町4-1-5	愛媛県建築士会館3F	089(945)5200
(一社)高知県建築士事務所協会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館3F	088(825)1231
(一社)福岡県建築士事務所協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館5F	092(473)7673
(一社)佐賀県建築士事務所協会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	建設会館内	0952(22)3541
(一社)長崎県建築士事務所協会	850-0874	長崎市魚の町3-33	長崎県建設総合会館4F	095(826)7010
(一社)熊本県建築士事務所協会	862-0976	熊本市中央区九品寺4-8-17	熊本県建設会館別館2F	096(371)2433
(一社)大分県建築士事務所協会	870-0016	大分市新川町2-4-48	097(537)7600	097(537)7600
(一社)宮崎県建築士事務所協会	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19	宮崎県建設会館4F	0985(29)1188
(一社)鹿児島県建築士事務所協会	890-0055	鹿児島市上荒田町29-33	鹿児島建築設計会館	099(251)9887
(一社)沖縄県建築士事務所協会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館	098(879)1311

問合せ先

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
(公財) 建築技術教育普及センター本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル
(公社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝5-26-20	建築会館5F
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀2-21-6	八丁堀NFビル6F